○経済産業省告示第八十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

令和七年五月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正箇所）

改正後

委任した機関名	委任した予算科目名	委任した事務の内容
経済産業局長及び内閣府沖縄総合事務局長	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	一　法第五条の規定に基づく補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項及び第三項の規定に基づく補助金等の交付の決定 三　法第七条第一項、第二項及び第三項の規定に基づく補助金等の交付の条件の付加 四　法第七条第一項第一号の規定に基づく補助事業等に要する経費の配分の変更の承認 五　法第七条第一項第三号の規定に基づく補助事業等の内容の変更の承認 六　法第七条第一項第四号の規定に基づく補助事業等の中止又は廃止の承認 七　法第七条第一項第五号の規定に基づく補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示 八　法第八条（法第十条第四項及び第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知 九　法第九条第一項の規定に基づく補助金等の交付の申請の取下げの受理
	中小企業情報処理・サービス・製造産業振興事業費補助金（伝統的工芸品産業支援事業費に限る。）	
	中小企業政策推進事業費補助金（成長型中小企業等研究開発支援事業費、人権教育・啓発活動支援事業費（アイヌ中小企業振興対策事業費補助金に限る。）、商店街等機能活性化事業費、中小企業信用補完制度関連補助・出資事業費（信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金に限る。）及び地方公共団体小規模事業者支援推進事業費に限る。）	
	石油貯蔵施設立地対策等交付金	
	中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等海外展開支援事	

改正前

委任した機関名	委任した予算科目名	委任した事務の内容
経済産業局長及び内閣府沖縄総合事務局長	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	一　法第五条の規定に基づく補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項及び第三項の規定に基づく補助金等の交付の決定 三　法第七条第一項、第二項及び第三項の規定に基づく補助金等の交付の条件の付加 四　法第七条第一項第一号の規定に基づく補助事業等に要する経費の配分の変更の承認 五　法第七条第一項第三号の規定に基づく補助事業等の内容の変更の承認 六　法第七条第一項第四号の規定に基づく補助事業等の中止又は廃止の承認 七　法第七条第一項第五号の規定に基づく補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示 八　法第八条（法第十条第四項及び第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知 九　法第九条第一項の規定に基づく補助金等の交付の申請の取下げの受理
	中小企業情報処理・サービス・製造産業振興事業費補助金（伝統的工芸品産業支援に限る。）	
	中小企業政策推進事業費補助金（成長型中小企業等研究開発支援事業、海外展開のための支援事業者活用促進事業、商店街等機能活性化事業、経営支援対策事業及び地方公共団体小規模事業者支援推進事業費に限る。）	
	石油貯蔵施設立地対策等交付金	
	中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等海外展開支援事	